父母の離婚などにより、父親と生計を同じくしていない児童を養育している母子家庭などの自立促進を目的として児童扶養手当が支給されます。

ご存知ですか？ 児童扶養手当制度

受給資格者

次の条件に当てはまる18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童を扶養している母や、母に代わってその児童を養育している人（養育者）です。

なお、児童が中程度以上の障害（特別児童扶養手当該当程度）を有する場合は、20歳未満まで受給できます。いずれも国籍は問いません。

◆父母が離婚した後、父と生計を同じくしていない児童
◆父が死亡した児童
◆父が重度の障害（国民年金障害等級1級程度）にある児童
◆父の生死が不明の児童
◆父から引き続き1年以上監護養育を放棄されている児童
◆父が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
◆母が婚姻によらないで出産した児童
◆母が児童を出産したときの事情が不明である児童

申請手続

請求者と対象児童の戸籍謄本（外国人は登録済証明書）や必要書類をこども家庭課へ提出してください。市長の認定を受けてから手当が支給されます。

手当支給月

認定を受け申請書を受理した日の属する月の翌月分から、申請者が指定した金融機関の口座に支給されます。支給月は左表のとおりです。

支給対象月	支給日
12月～3月分	4月11日
4月～7月分	8月11日
8月～11月分	12月11日

※支給日（11日）が土・日となる場合はその前日となります。

手当の支給額

平成18年4月からは**物価スライド**による支給額の改定が左表のとおり行われています。

また、これに伴う改訂通知および手当証書は送付しませんのでご了承ください。

改正前（平成18年3月まで）

	全部支給額（月額）	一部支給額（月額）
1人目	41,880円	41,870円～9,880円を10円単位で設定
2人目	5,000円を加算	5,000円を加算
3人目以降	1人につき3,000円を加算	1人につき3,000円を加算

←

改正後（平成18年4月から）

	全部支給額（月額）	一部支給額（月額）
1人目	41,720円	41,710円～9,850円を10円単位で設定
2人目	5,000円を加算	5,000円を加算
3人目以降	1人につき3,000円を加算	1人につき3,000円を加算

※なお、支給額は申請者の所得額により異なります。また、児童の父から養育費を受けている場合、母の所得額に算入されます。

児童扶養手当制度改正

児童扶養手当は、「支給開始月の初日から起算して5年」または「支給要件に該当するに至った日の属する月の初日から起算して7年」のいずれか早い日の属する月から一部減額されることになりました。（減額割合は今後決定予定）

法が改正された平成15年4月現在で既に受給している人の「支給開始月の初日から起算して5年」の起算点は、平成15年4月1日となります。この場合、平成20年4月分手当から一部減額になります。

なお、受給資格者が認定請求した日に3歳未満の児童を監護している場合、「支給開始月の初日から起算して5年」とは、該当する児童が3歳に達した日の属する月の翌月の初日から起算します。

また、受給資格者が前記一定期間経過後に身体上の障害がある場合などは、該当している期間は減額規定を適用しません。

こども家庭課窓口（⑥番）では、制度や申請についての相談を受け付けています。

問合せ こども家庭課 ☎33-8721